# ID:　30

## 担当部署:　教育委員会事務局 生涯学習課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 使用料の減免 |
| **例規名****根拠条項** | 藤崎町公民館条例　第9条 |
| **例規番号** | 平成17年条例第74号 |
| 【根拠条文】(使用料の減免)第9条　教育委員会は、公益上必要があると認めたときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。【基準】根拠条文及び藤崎町公民館規則第8条の規定による。(減免)第8条　条例第9条の規定により減免する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じる額とする。(1)　町又は教育委員会が主催する行事に使用する場合　全額免除(2)　町の学校教育・社会教育関係団体、芸術文化団体、福祉関係団体がその目的達成のための行事に使用する場合　全額免除(3)　公益の団体等が町又は教育委員会の後援等を得て芸術・文化・教育等の振興に寄与するため開催する行事に使用する場合　全額免除(4)　その他教育長が特に必要と認めた場合　教育長が定める額 |
| **標準処理期間** | 3日 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |